

(案)

資料 1－3

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」
の一部改定について

（ 令 和 年 月 日 ）
サイバーセキュリティ戦略本部決定

政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和 7 年 6 月 27 日
サイバーセキュリティ戦略本部決定）の一部を次表のとおり改定する。

（下線部分は改定部分）

改 定 後	改 定 前
政府機関等のサイバーセキュリティ対策の ための統一基準（令和 7 年度版） 令和 7 年 6 月 27 日 <u>令和 年 月 日一部改定</u> サイバーセキュリティ戦略本部	政府機関等のサイバーセキュリティ対策の ための統一基準（令和 7 年度版） 令和 7 年 6 月 27 日 サイバーセキュリティ戦略本部
（略）	（略）
1.3 用語定義	1.3 用語定義
（略）	（略）
● 「本部監査」とは、サイバーセキュリテ ィ基本法に基づきサイバーセキュリティ 戦略本部が実施する監査をいう。	● 「本部監査」とは、サイバーセキュリテ ィ基本法第 26 条第 1 項第 2 号に基づきサ イバーセキュリティ戦略本部が実施する 監査をいう。
（略）	（略）

附 則

この決定は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。